

県民の生活環境の保全等に関する条例の  
土壌及び地下水の汚染の防止に関する規制の見直しについて  
中間とりまとめ（案）

平成21年11月 日

愛知県環境審議会地盤環境部会

## 目 次

1	はじめに	1
2	本県の土壌汚染の現状と課題	2
(1)	土壌汚染の現状及び措置状況	2
(2)	課題	2
	特定有害物質等取扱事業所の廃止時等の土壌及び地下水の調査	2
	土壌汚染が判明した場合の措置	3
	法や条例に基づかない土壌調査（自主調査）の取扱い	4
	汚染土壌処理業の許可に係る生活環境影響調査の実施	4
	土地の形質変更時における規定の整理	5
	汚染の除去等の措置	6
3	見直しの方向性	6
(1)	特定有害物質等取扱事業所の廃止時等の土壌及び地下水の調査	6
(2)	土壌汚染が判明した場合の措置	7
(3)	法や条例に基づかない土壌調査（自主調査）の取扱い	8
(4)	汚染土壌処理業の許可に係る生活環境影響調査等の実施	9
(5)	土地の形質変更時における規定の整理	10
4	その他	10
(1)	愛知県土壌汚染等対策指針の改訂	11
(2)	自然由来による土壌汚染の取扱い	11
(3)	情報の収集、提供等	11
参考資料 1	愛知県環境審議会地盤環境部会構成員名簿	(1)
参考資料 2	審議経過及び今後の予定	(2)
参考資料 3	改正法及び条例の概要	(3)
参考資料 4	法及び条例の土壌及び地下水汚染防止規制の概念図	(5)
参考資料 5	法及び条例等の施行状況	(6)

## 1 はじめに

県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号。以下「条例」という。）では、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）の制度を補完するとともに、土壌及び地下水汚染の未然防止を図る観点からの規定を設け、土壌及び地下水の規制をしている。

これにより、土壌及び地下水の汚染の防止について実効を上げてきたところであるが、条例の施行後6年が経過し、法や条例に基づかないいわゆる自主調査による土壌汚染事例が多く確認されていることから、これらの事例を的確に把握するとともに、周辺の生活環境や地下水の保全を図るため、見直しの検討をする必要が生じている。

また、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」（平成21年法律第23号）が本年4月24日に公布され、改正後の土壌汚染対策法（以下「改正法」という。）では、従来から条例で規定している土地の改変時における調査について同様の規定が設けられたことや、新たに汚染土壌処理業の許可制度が設けられたこと等により、改正法の規定との整合等を検討する必要が生じている。

こうしたことから、「県民の生活環境の保全等に関する条例の土壌及び地下水の汚染の防止に関する規制の見直しについて」として、平成21年8月19日に愛知県知事から愛知県環境審議会に諮問がされ、当部会に付託されて専門的に審議を行っているところである。

今般、当部会における論点の審議について一定の整理がされたことから、これを中間とりまとめとして幅広く意見を求めるものである。

## 2 本県の土壌汚染の現状と課題

条例の施行後6年が経過したこと、また法が改正されたことによる本県の土壌及び地下水の汚染の防止に関する規制の見直し課題は次のとおりである。

### (1) 土壌汚染の現状及び措置状況

土壌汚染が判明した事例の契機別内訳は、平成19年度の全国の状況で法に基づくものが2%、自治体が定める条例・要綱に基づくものが10%、その他が88%となっているのに対し、本県では平成15年度から20年度までの合計で法に基づくものが6%、条例に基づくものが56%、その他(いわゆる自主調査)が38%となっている。本県の状況を全国と比べると、法による判明の割合は同程度であるが、条例による汚染の発見が過半を占めている。〔参考資料5参照〕

本県における土壌及び地下水の汚染が判明した事例について、条例に基づき報告されたものをみると、当該土地に設置されていた事業所の業種別ではガソリンスタンド(32%)や自動車関連製造業(26%)が多い。〔参考資料5参照〕

また、法や条例の対象とならない自主調査の中には、土地の売却等により新たな土地の所有者が調査を実施した事例が多いことが推察される。

汚染土壌の除去等の措置の実施状況では、県に報告のあった141件のうち、掘削除去が最も多く81件(57%)、次に地下水揚水が63件(45%)となっている。(複数の措置の実施例を含む。)[参考資料5参照]

### (2) 課題

現行制度における課題を整理すると次のとおりである。

特定有害物質等取扱事業所の廃止時等の土壌及び地下水の調査

条例では、特定有害物質等取扱事業所（鉛、砒素、トリクロロエチレン等の25物質を含む原材料、製品、不要物等を取り扱い、又は取り扱っていた事業所）の設置者（以下「特定有害物質等取扱事業者」という。）に対し、汚染の未然防止と早期発見のため、土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況の調査（以下「土壌及び地下水の調査」という。）をする努力規定を設けている。特定有害物質等取扱事業所は土壌及び地下水の汚染を生ずる可能性があり、汚染者負担の原則により、その汚染の防止の責務を負うとの考え方によるものである。

特定有害物質等取扱事業所とは、特定有害物質を取り扱い、又は取り扱っていた事業所として抽象的に規定しているが、具体的な業種を規定しているものではないことから、特定有害物質等取扱事業者の土壌汚染防止についての意識・認識が深まらない一因となっている。

また、この土壌及び地下水の調査を行うべき時機については明確に規定していないため、特定有害物質等取扱事業者が特定有害物質等取扱事業所を廃止し、土壌及び地下水の調査を実施しないまま当該土地を譲渡等した場合には土壌汚染が見逃されるおそれがある。

#### 土壌汚染が判明した場合の措置

条例で土壌汚染が判明した場合における当該土壌又は地下水の汚染の拡散防止のための応急措置の実施は、汚染土壌の飛散の防止や雨水により有害物質が溶け出し地下水の汚染が生じないようにするため、特定有害物質等取扱事業者のみに義務づけている。

なお、応急措置の具体的な内容は、条例に基づき策定した愛知県土壌汚染等対策指針（以下「指針」という。）に定めている。

また、知事が土壌又は地下水の汚染の除去等の措置を命ずるのは、特定

有害物質等取扱事業者の行為による汚染であって、周辺への健康被害が生ずるおそれがある場合としている。

改正法では、形質変更時要届出区域については汚染の除去等の措置の実施に係る規定がなく、また、要措置区域及び形質変更時要届出区域以外の場所から搬出される汚染された土壌については、搬出及び処理の方法を規制する規定が設けられていない。〔区域の区分の概要は参考資料3参照〕

#### 法や条例に基づかない土壌調査（自主調査）の取扱い

近年、土地の売買、土地の資産評価、企業の自主的な環境管理などのために実施される法や条例に基づかない土壌調査（自主調査）により判明した土壌汚染が多く報告されている。

このことは、特定有害物質等取扱事業者以外の者による調査において土壌汚染が判明するケースが多いことを示している。

県では、法や条例に基づかない土壌調査について調査実施者から相談があった場合は、土壌汚染の状況が的確に評価できるよう、指針に基づく土壌及び地下水の調査や措置を実施するよう指導し、適切に実施されている場合は、報告を受け付け、その内容を公表している。

改正法では、自主的な調査により土壌汚染が判明した場合、土地所有者等の申請により規制対象区域（要措置区域又は形質変更時要届出区域）の指定を受けることができる規定が設けられた。

しかし、条例には自主調査の取扱いについての規定がないことから、統一的な取扱いを行いにくい状況となっている。

#### 汚染土壌処理業の許可に係る生活環境影響調査の実施

改正前の法では、指定区域から搬出された汚染土壌については、都道府

県知事が認定した汚染土壌浄化施設等で処理することとされていた。この認定に係る手続きとして、本県では「汚染土壌浄化施設の認定手続き等に関する要綱」を定め、その中で認定を受けようとする者に申請にあたり生活環境影響調査の実施を求めている。

改正法では、新たに汚染土壌の処理を業として行う場合には知事の許可を必要とする制度が設けられたが、この制度には生活環境影響調査を実施する規定はない。

生活環境影響調査は周辺の生活環境への影響について事業者に把握させるものであり、影響がある場合には適切な回避・低減の措置を検討させる効果がある。改正法により汚染土壌処理業の許可制度が新設され、規制が強化された趣旨を踏まえ、適切に実施していく必要がある。

#### 土地の形質変更時における規定の整理

条例で、3000㎡以上の土地を改変しようとする者に対し、過去の特定有害物質等取扱事業所の設置状況の調査（以下「履歴調査」という。）を実施した結果を届出させるとともに、当該履歴調査の結果から土壌が汚染され又は汚染されているおそれがあると認めるときは、知事が土地改変者に対し指針に従い汚染の状況について調査した結果を報告するよう求めることができるとしている。

改正法では、環境省令で定める規模（省令案で3000㎡）以上の土地の形質の変更をしようとする者は届出をするよう規定されたが、履歴調査の実施については規定されていない。履歴調査は工場・事業所の設置履歴と取り扱っていた有害物質の把握に有用であることから、この規定をどのように整理するかの検討が必要である。

なお、条例の「土地の改変」と改正法の「土地の掘削その他の土地の形

質の変更」とは実質的に同様の内容である。

#### 汚染の除去等の措置

土壌は、水や大気と比べて移動性が低く、土壌中の有害物質も拡散しにくいいため、人が有害物質を摂取するばく露経路を遮断することなどにより健康被害を防止することが可能であり、汚染の除去等の措置の内容については、原位置封じ込め、原位置不溶化、地下水汚染の拡大の防止など幅広い方法がある。

しかし、昨今は選択される措置が掘削除去に偏重しており、汚染された土壌の搬出に伴い汚染を拡散させるおそれが懸念されることから、汚染の程度等に応じた合理的な措置による対策が促進されるよう検討する必要がある。

### 3 見直しの方向性

#### (1) 特定有害物質等取扱事業所の廃止時等の土壌及び地下水の調査

##### 事業所の廃止時等の土壌及び地下水の調査の義務化

特定有害物質等取扱事業者の操業に起因する汚染を把握し、汚染が判明した場合に適切な措置を取らせるため、特定有害物質等取扱事業所の廃止や譲渡など特定有害物質等取扱事業者の管理が及ばなくなる時点において、土壌及び地下水の調査を実施するよう調査時機を明確化するとともに、その実効性を確保するために、当該調査を義務化することが必要である。

##### 対象とする特定有害物質等取扱事業所の限定

土壌及び地下水の調査の義務化にあたっては、対象を特定有害物質等取扱事業所のうち汚染の蓋然性の高い業種に限定することが適当である。

限定の対象としては、これまで県に報告された土壌汚染の事例から、特



定有害物質を取り扱っている水質汚濁防止法に規定する特定事業場（法第3条の対象となる事業場を除く）及び消防法に規定する製造所・貯蔵所・取扱所のうちガソリンを取り扱うもの等が考えられる。

#### 土地の所有者等による調査

特定有害物質等取扱事業者が廃止時等に土壤及び地下水の調査を実施せず、これを放置しておくことが環境保全上の問題を引き起こすおそれがある場合は、法の考え方を取り入れ、知事が当該土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）に土壤及び地下水の調査を求めることができるものとするのが適当である。本来、当該調査の主体は、特定有害物質等取扱事業者であるべきであるが、この考え方を導入することにより、土壤汚染を早期に発見し、汚染の拡散を防止できるものと考えられる。また、事業者及び土地所有者の双方が土壤汚染に関心を持つことで、予防効果も期待できる。

### （２）土壤汚染が判明した場合の措置

地下水は貴重な資源であるとともに水循環を構成する主要な要素であり、一旦汚染されると浄化には多くの時間と費用を要するため、汚染の未然防止を図り地下水を保全することが重要である。

#### 応急措置の実施

土壤汚染が判明した場合に、当該土壤汚染又は関連の地下水汚染に対する本格的な措置が取られるまでの間、当該汚染の拡散を防止するため、対象を限定せずに汚染が判明したすべての場合において、不透水シートによる雨水の遮断や立入禁止措置等の応急措置を実施させることが必要である。

#### 周辺への汚染の拡散を防止するための措置

改正法の「要措置区域」に指定された場合を除き、汚染が判明した場合の本格的な措置として、周辺への汚染の拡散により新たな土壌及び地下水の汚染が生ずることを防止するための措置を講じさせる必要がある。この措置の内容は、周辺への汚染の拡散を防止するためのものであり、汚染の程度、地下水の状況等を考慮したものとすべきである。

#### 土地の所有者等による措置

特定有害物質等取扱事業者が廃止時等に土壌及び地下水の調査を実施せず、当該土地の所有者等が当該調査を実施し土壌及び地下水の汚染が判明した場合には、知事は当該土地の所有者等に応急措置及び汚染の拡散防止の措置を求める必要がある。

#### 改正法の規制対象区域以外から搬出される汚染された土壌の処理等

改正法の規制対象区域以外の区域で、条例に規定する土壌及び地下水の調査により汚染が判明した場所から搬出される汚染された土壌についても、適正に処理される必要があることから、搬出時の運搬に係る基準や管理票の使用など、管理及び処理の方法について規定する必要がある。

### (3) 法や条例に基づかない土壌調査（自主調査）の取扱い

自主調査の実施は、土壌汚染の把握の観点から今後とも促進されるべきであり、事業者が実施する調査方法を明確にし、自主調査を実施した結果汚染が判明した事案についても、行政が一定の関与を行い、適切な汚染防止の措置が講ぜられることが必要である。自主調査においてもその調査方法を示すことは、不合理な調査や不適切な調査を回避することに役立ち、調査実施に伴う負担が軽減される効果も期待できる。

また、自主調査で汚染が判明した場合においても、汚染の拡散防止等の適

切な対応が必要なことから、調査を実施した者は、汚染の状況及び今後講ずる措置等について知事に報告するとともに、知事は、報告をした者又は土地の所有者等に対し汚染の拡散防止の措置について助言を行うものとする。

なお、これらの制度化にあたっては、自主調査による汚染の発見が抑制されないよう配慮することが必要である。

#### (4) 汚染土壌処理業の許可に係る生活環境影響調査等の実施

##### 生活環境影響調査の実施

汚染された土壌は、通常の土壌と比べても外観の差はなく、処理の過程において飛散や流出により汚染が拡散されるおそれがある。本県には市街化された地域も多いことから、汚染土壌処理施設の設置にあたっては、特に周辺地域に及ぼす環境影響を事前に把握するとともに、影響の適切な回避及び低減の措置について検討する観点から、生活環境影響調査の実施が必要である。

##### 住民等の周知を図る制度

汚染土壌処理施設の中でも特に周辺地域への環境影響が懸念される施設により汚染土壌の処理を行う場合等には、周辺地域の住民への汚染土壌処理についての正しい情報の提供と理解の促進のため、事業者は当該汚染土壌の処理に係る計画の内容を周知させるための説明会を開催するとともに、知事は、当該計画に関する書類等を公衆の縦覧に供し、生活環境の保全上関係のある市町村長の意見を聞く、汚染土壌処理施設により汚染土壌処理することに関し利害関係を有する者（周辺地域の住民その他影響を受けると思われる者）の生活環境の保全上の意見書を受け、専門的知識を有する者からの意見を聴取するといった制度を設けることが適当である。

#### ( 5 ) 土地の形質変更時における規定の整理

改正法では、土地の形質の変更をしようとする者に届け出をさせ、当該土地に土壤汚染のおそれがある場合は知事が土壤汚染状況調査の実施を命ずる規定が設けられた。このため、条例の規定のうち内容が重複するものについては、法の規定に委ね、削除等の整理をする必要がある。

なお、改正法で土壤汚染状況調査を命ずる根拠は、行政が有している環境関係を始めとした各種届出や事故等による有害物質の飛散・漏洩等の情報としているが、行政で保有している関係法令による特定有害物質に係る情報の収集体制が未だ十分ではないことから、条例の規定により実施される履歴調査で得られた当該土地における工場・事業場の設置履歴等の情報は、調査を命ずる直接的な根拠とはならないとしても有用な情報となり得る。

これまでの履歴調査の届出結果をみても、当該改変を行う土地が自社の敷地であるものを除いても、特定有害物質等取扱事業所の設置状況が把握できた割合は約5割と、有用な情報となっている。また、特定有害物質を取り扱った履歴が判明した事案のうちの約7割が取扱物質を特定できている。〔参考資料5参照〕

したがって、履歴調査を実施させる規定を残すことが適当である。また、当該履歴調査の結果により改変しようとする土地が汚染されているおそれがある場合に、知事が土地の改変者に指針に従い汚染の状況についての調査を求める制度を残すことが望ましい。

#### 4 その他

土壤及び地下水の汚染対策を進める上で以下の事項についても検討していくべきである。

### ( 1 ) 愛知県土壤汚染等対策指針の改訂

指針は、条例に基づき汚染状況の調査方法や汚染の除去等の措置の方法などを知事が定めたものである。

条例の規定を改正する場合は、土壤及び地下水の調査方法を具体的に示すとともに、土壤及び地下水の汚染の拡散防止の措置について汚染の程度に応じた具体的な内容を示すよう改訂すべきである。

### ( 2 ) 自然由来による土壤汚染の取扱い

自然的原因により特定有害物質が含まれる土壤については法及び条例の対象としていないが、土壤汚染等対策基準を超える特定有害物質を含む土壤を他の場所に搬出する場合には、当該土壤の飛散等により人の健康に影響を及ぼすおそれがあるため、適切な管理が必要と考えられる。

なお、この場合にとられるべき措置は過剰なものとならないよう配慮し、今後、国の動向を踏まえながら知見の集積に努め、対応していくべきである。

### ( 3 ) 情報の収集、提供等

改正法で、自治体が土壤汚染に関する情報を収集、整理、保存し、適切に提供するように努めるよう規定された。

本県では、県が把握した土壤及び地下水の汚染に関する情報については速やかに公表しており、その概要は県のホームページでも閲覧することができる。

今後、土壤及び地下水の汚染のおそれのある土地であることの判断や有効な土地利用などを進めるため、土壤汚染に関する情報や関連情報の整理や保存の方法、わかりやすい情報提供の方法等について検討を進める必要がある。

また、特定有害物質による健康影響や土壤及び地下水の汚染があった場合

の対策の方法など、土壌及び地下水の汚染についての正しい知識の普及と理解の促進のため、住民、事業者、行政等でのリスクコミュニケーションについても今後進める必要がある。

愛知県環境審議会地盤環境部会構成員名簿

部会長	大東 憲二	大同大学工学部都市環境デザイン学科教授
委員	足立 守	名古屋大学博物館教授
委員	木村 真人	名古屋大学大学院生命農学研究科教授
専門委員	浅岡 顕	名古屋大学大学院工学研究科教授
専門委員	岡村 穰	名古屋市立大学大学院芸術工学研究科教授
専門委員	四俵 正俊	愛知工業大学工学部都市環境学科教授
専門委員	杉井 俊夫	中部大学工学部都市建設工学科教授
専門委員	牧野内 猛	名城大学大学院理工学研究科教授

審議経過及び今後の予定

平成 21 年 8 月 19 日	環境審議会に諮問
8 月 21 日	環境審議会地盤環境部会へ付託
8 月 31 日	第 1 回部会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌汚染対策に関する法・条例の主な規定内容について</li> <li>・ 本県における土壌汚染の現状について</li> <li>・ 土壌及び地下水の汚染の防止に関する規制等の見直しについて</li> </ul>
10 月 16 日	第 2 回部会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回の部会での主な意見等</li> <li>・ 土壌及び地下水汚染対策に係る制度の見直しの方向性</li> </ul>
11 月 11 日	第 3 回部会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間とりまとめについて</li> </ul>
11 月中旬～12 月中旬	地盤環境部会中間とりまとめに対する県民意見の募集
12 月下旬	第 4 回部会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間とりまとめに対する県民意見及びその見解について</li> <li>・ 部会とりまとめについて</li> </ul>
22 年 1 月上旬	環境審議会による答申



## 改正法及び条例の概要

### 1 改正法の概要

平成15年2月の法施行後、法に基づかない土壤汚染の発見の増加や措置としての掘削除去の偏重、あるいは汚染土壤の不適正な処理による汚染の拡散といった問題に対応するため、法が改正された。

#### (1) 土壤汚染の状況の把握のための制度の拡充

一定規模以上の土地(3000m<sup>2</sup>以上の土地の予定)の形質変更を行おうとする者は、都道府県知事にその旨を届け出ることとし、都道府県知事は、当該土地が土壤汚染のおそれのある土地であると認めるときは、当該土地の所有者等に対して、土壤汚染状況調査を命ずることと規定された。

土地の所有者等は、法に基づかない自主的な調査により土壤汚染を発見した場合には、都道府県知事に対し、規制対象区域の指定をするよう申請することができることと規定された。

都道府県知事は、土壤汚染に関する情報を収集、整理、保存、及び提供するように努めるものと規定された。

#### (2) 規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化等

当該基準を超過する土壤汚染が存在する土地を一律に指定区域に指定する規定を変えて、当該基準を超過する土壤汚染が存在する土地を、健康被害のおそれはないが、土地の形質の変更をするときには届出が必要な土地については「形質変更時要届出区域」に、健康被害のおそれがあり、汚染の除去等の措置を講ずる必要のある土地については「要措置区域」に、指定することと規定された。

### (3) 搬出土壤の適正処理の確保

形質変更時要届出区域又は要措置区域から外へ汚染土壤を搬出しようとする者は、都道府県知事に対し、届け出なければならない。都道府県知事は、届出された運搬の方法が基準に違反している場合、又は、汚染土壤の処理を許可を受けた者に委託しない場合には措置を講ずるよう命ずることができると規定された。

汚染土壤を要措置区域等外へ搬出する者は、その汚染土壤の運搬又は処理を他人に委託する場合には管理票を交付しなければならないとされた。

汚染土壤処理業の許可制度が設けられ、不適正な処理が行われた場合には改善命令の対象になるとされた。

## 2 条例の概要

市街地での有害物質による土壤汚染の判明事例が増加し、健康影響の懸念や対策への社会的要請が高まり法が制定されたことから、本県では、法を補完するため、土壤汚染の未然防止と土地改変時の調査の規定等を設けた条例を平成15年3月25日に公布し、同年10月1日に施行した。

この条例の特徴は、土壤及び地下水汚染の未然防止の観点から、特定有害物質の取扱事業者による施設の点検や汚染状況の調査、汚染時の拡散防止のための応急措置等、並びに3000㎡以上の土地改変を行おうとする者による過去の特定有害物質の取扱事業所の設置状況調査等の義務を定めている。

また、条例に基づき、土壤及び地下水の特定有害物質による汚染の状況等の調査並びに汚染により人の健康又は生活環境に係る被害生ずることを防止するために構すべき措置に関する指針として「愛知県土壤汚染等対策指針」を定めている。



## 法及び条例等の施行状況

### 1 現行土壌汚染対策法及び生活環境保全条例の施行状況

有害物質使用特定施設の廃止時に調査を行っていない事業所が平成20年度末現在180件と多く、汚染が判明して指定区域に指定された事例は6件と少ない。

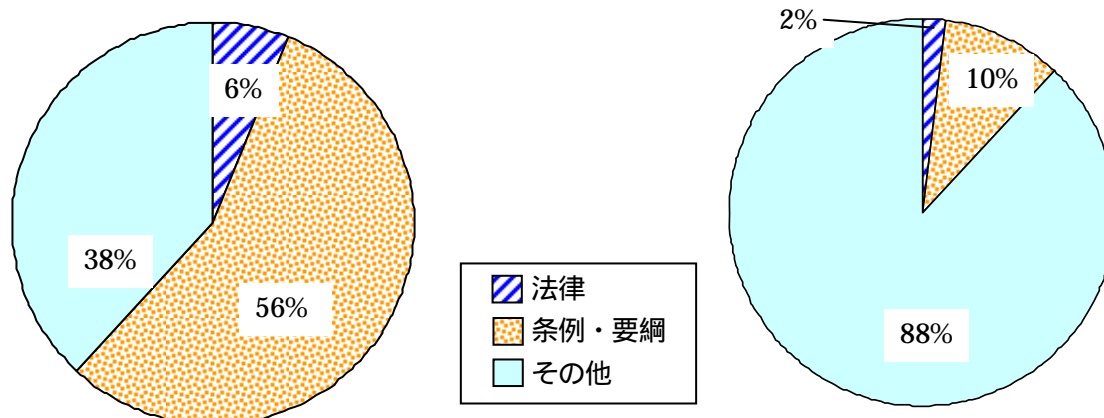
土地改変の届出の件数(727件)に比べて、実際に調査した件数(11件)は1.5%程度である。

区分	年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	合計
現行土壌汚染対策法	水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定事業所数	643	582	573	558	554	554	-
	有害物質使用特定施設の廃止時の調査の報告事業所数	2	0	4	3	7	10	26
	同調査が猶予されている事業所数(累計)	21	41	100	108	145	180	-
	土壌汚染が判明し、区域指定した件数	0	0	1	0	1	4	6
	健康被害のおそれから調査命令を発出した件数	0	0	0	0	0	0	0
生活環境保全条例	特定有害物質等取扱事業所で調査を行った結果汚染が判明した件数	2	8	9	7	8	12	46
	土地改変の届出の件数	-	140	158	160	157	112	727
自主苦情	土地改変の届出により汚染のおそれがあったため調査した件数	-	1	3	2	4	1	11
	法や条例の規定に基づかない調査により汚染が判明した件数	1	4	10	7	7	9	38
自主苦情	土壌汚染の苦情の件数	8	0	1	1	0	2	12

### 2 土壌汚染が判明した事例の契機別内訳

条例による土壌汚染の判明の事例が5割以上を占めているが、約4割が法や条例の規定によらない調査により判明した事例である。

全国では約9割が法や条例・要綱によらない調査により汚染が判明している。



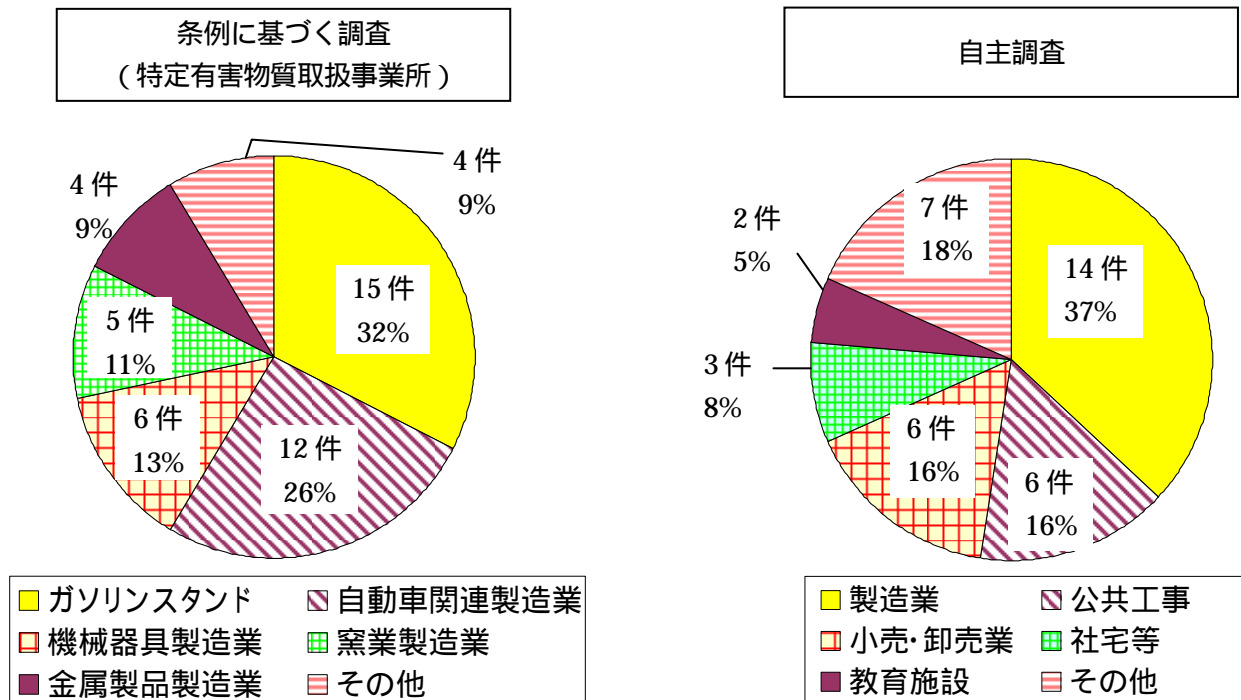
愛知県の状況  
(H15年度からH20年度までの合計)

全国の状況  
(平成19年度(社)土壌環境センター調べ)

### 3 土壌汚染が判明した事例の業種別内訳

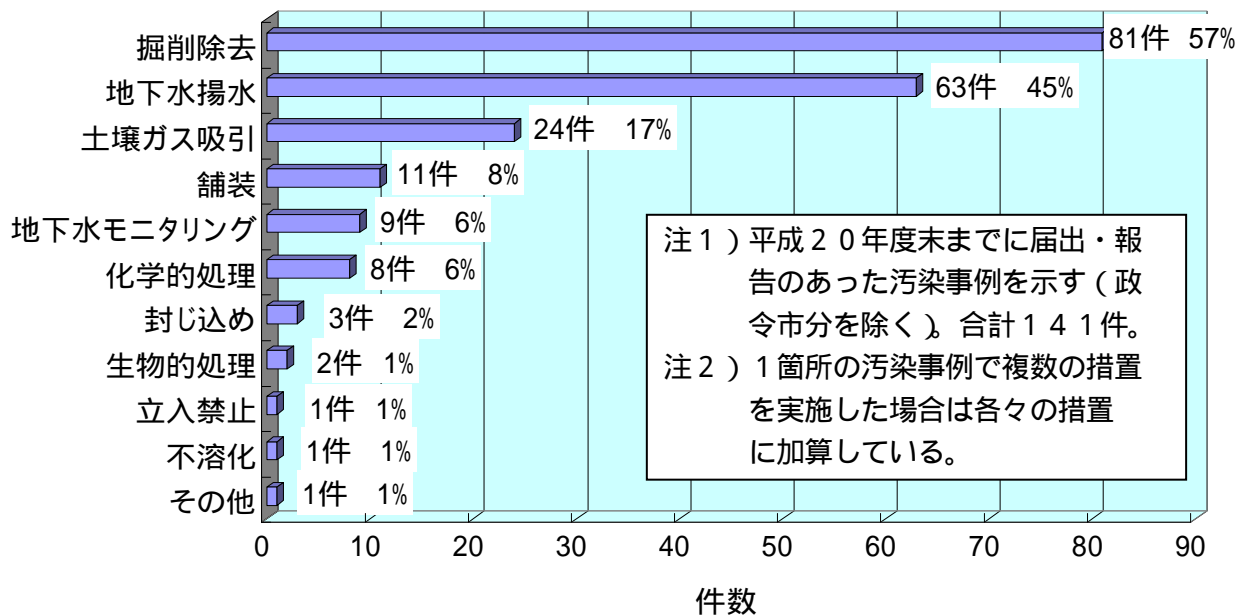
特定有害物質取扱事業所における調査により汚染が判明した事例の業種はガソリンスタンドが一番多く、全体の32%となっている。次いで自動車関連製造業及び機械器具製造業が多く、愛知県の特徴となっている。

自主調査により汚染が判明した事例の土地の用途は、製造業が多く、次いで公共事業及び小売・卸売業の対象地となっている。自主調査の中には、特定有害物質取扱事業所であった土地も含まれている。



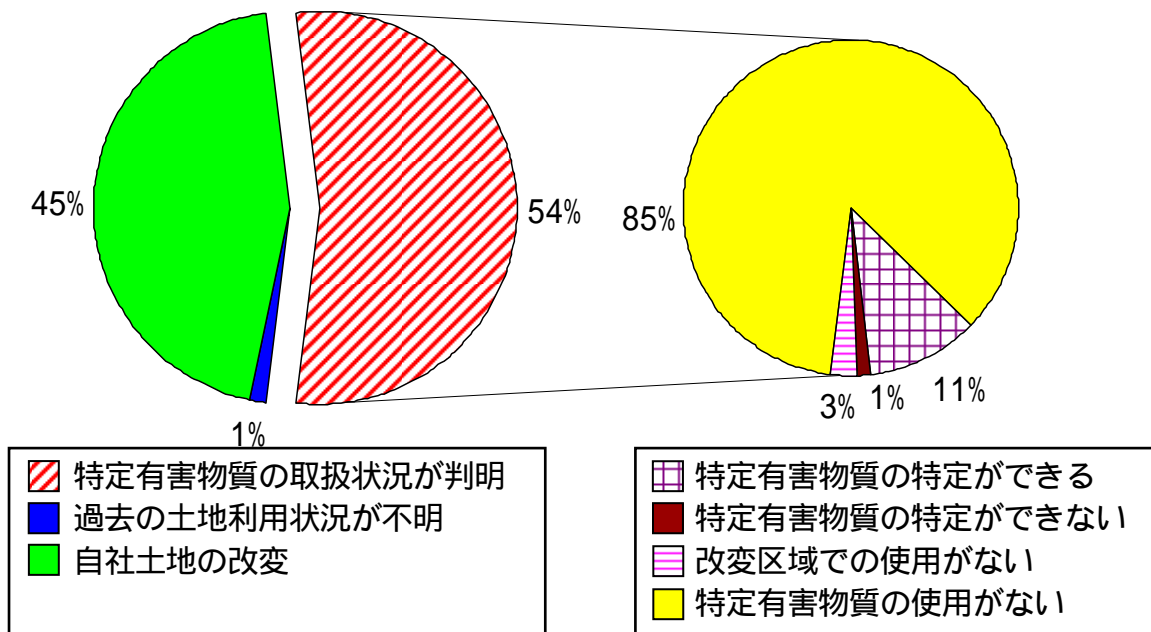
### 4 土壌汚染に対する措置の状況

報告があった141件のうち、5割以上の土壌汚染事例で汚染土壌の掘削除去が行われている。



## 5 履歴調査結果の内訳

履歴調査の結果、半数以上で特定有害物質の取扱状況が判明した。



		合計	割合
届出総数		429	100%
取扱履歴あり	特定有害物質の特定が可能	25	6%
	特定有害物質の特定が不可能	3	1%
	改変区域での使用なし	6	1%
特定有害物質の使用履歴なし		197	46%
過去の土地利用状況が不明		6	1%
自社土地の改変		192	45%

## 6 土地の改変の面積別内訳

約9割が4,000㎡以上の土地改変であり、約半数が12,000㎡以上の大規模の土地改変となっている。

